

DMO「四国の右下観光局」評価会議設置要綱

(設置)

第1条 県南部の観光振興を戦略的に推進させる組織「一般社団法人四国の右下観光局」(以下「DMO」という。)の事業推進について、幅広い視点からの意見を求めるため、DMO「四国の右下観光局」評価会議(以下「評価会議」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 評価に意見を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DMOの戦略及び活動に関すること。
- (2) 主要業績評価指標「KPI」の設定や評価、検証に関すること。
- (3) その他、DMOの取組に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 評価会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 一般財団法人徳島県観光協会
- (2) 一般社団法人国際野球観光交流協会
- (3) 株式会社阿波銀行
- (4) 株式会社徳島銀行
- (5) 阿南信用金庫
- (6) 阿南市
- (7) 那賀町
- (8) 牟岐町
- (9) 美波町
- (10) 海陽町
- (11) 徳島県南部総合県民局地域創生部

(会長及び副会長)

第4条 評価会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、評価会議の円滑な進行に努める。

3 副会長は会長が指名し、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 評価会議の任期は、所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評価会議は、DMOが招集する。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、DMOにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。